

特別寄稿論文

ジェンダーという視角ー伝統主義とリベラリズムに抗してー

江原由美子（東京都立大学）

1、はじめに

第二波フェミニズムが台頭して30年から40年がたった。一世代交替するには充分の時間である。その間、先進資本主義国を中心に世界各国で展開されたこの運動は、女性差別撤廃条約や世界女性会議などの国際社会的な成果をも生み出しつつ、それぞれの国々で大きな影響を及ぼした。日本社会においても同様の運動が展開された。1985年の男女雇用機会均等法や1999年の男女共同参画社会基本法の制定などは、その成果として位置付けることも可能であろう。

しかしこうした成果とうらはらに、現在フェミニズム運動は非常に大きな危機に見舞われているように思う。すなわち、フェミニズムという思想が作り出し、両性間の平等で対等な人間関係の確立に向けた社会的実践の組織化や社会的施策の充実化によって作り上げられてきた社会関係や社会的領域が、グローバリゼーションを背景とした伝統主義とリベラリズムという二つの勢力の攻勢によって、徐々に浸食されやせ細ってきているように思われるのである。この状況は以下の理由により危機的であると考え。第一に、この二つの力はそれ自体相互に対抗的であるゆえに、その双方がフェミニズムを浸食しているという認識が生まれにくいこと、第二に、フェミニズムの内部にもこの二つの立場を代弁するような主張が生み出される傾向があり、それらの立場から見た場合従来のフェミニズムはそれぞれ敵対的な立場と見なされる傾向があること。イメージ的な言い方をすればフェミニズムは、明確に敵対するというよりも密やかに内部に浸透してくる二つの力によって、その内側から食い破られようとしているのではなかろうか（注1）。この認識が妥当だと仮定するならば、重要なことは、フェミニズムの内部の中に浸透してくる二つの力の影響力を的確に認識し、そうした論と対抗するフェミニズムの論点を構築することにあるはずである。本稿はそうした問題意識のもとで、論点が最も明確になりやすい「性別」に関わる議論に焦点をあてて、論じることにした。

2、伝統主義のフェミニズム批判

現在の日本社会において最も明確にフェミニズムに対抗する勢力は、伝統主義勢力である。各地の女性センターや男女共同参画センターの事業に対して、一部の強固な伝統主義者からの批判が寄せられていることは、新聞報道などで知られている通りである。伝統主義に基づく論者の多くは、「男女は生物学的に大きな相違があり」、「伝統的性役割は生物学的な性差に見合うものであった」

のに、「行き過ぎたフェミニズムや男女共同参画社会を主張する論者が、生物学的性差や伝統的家族をも否定・破壊するようなイデオロギーを蔓延させている」という状況認識に立ち、このような「行き過ぎを否定・批判する広範な社会運動を形成することによって、男女がそれぞれの生物学的特質にあった生き方に基づく伝統的家族を守ることができる」と主張する（注2）。

このような主張に対しては、「伝統的性役割に基づく伝統的家族イデオロギーこそ、育児や介護などの家族的責任から男性を免責し、『一般労働者＝家族的責任を負わない男性』『家族的責任を負わないゆえに残業も転勤も会社の命令のままに動けるのが正規労働者』という観念を強化することによって、『女性＝家族的責任を負う非一般的労働者＝決まった時間しか働けない非正規労働者』という労働における性差別構造を生み出した当のイデオロギーである」こと、「伝統的性役割に基づく伝統的家族イデオロギーこそが、子育てと両立しうる職場構造の創出を阻み、正規労働者の長時間労働や過労死、共働き子育て世帯における両立の葛藤の苦しみ、片働き世帯における母親のみへの子育て労働の集中と母親の孤立化、若年世代の未婚化・晩婚化を生み出し、結果として家族形成を阻害している」当のイデオロギーである」ことなどを、反論として提示するべきであることは、論を待たない。

しかしここで指摘しておきたいのは、このような伝統主義に基づく主張を妥当なものとして受容したくなるような危機的状況が現代日本社会において着々と生み出されている、ということである。すなわちこの十数年にわたる不況の中で、世帯主という位置を余儀なくされている男性労働者にはリストラの恐怖が襲っているのに、女性労働者の雇用情勢は一向に改善されないといった状況がそれである。このような状況の中では、伝統主義者の「生物学的性差」説は、その主張の妥当性はともあれ、世帯主である男子労働者が従来通りの雇用形態の維持を主張する上で利用可能な「男＝稼ぎ手」言説等の正当性根拠として、あるいは就業・就職において差別された女性労働者が自分のアイデンティティを維持したり結婚戦略を有利に展開する上で利用可能な「家計責任＝男」等の言説の正当性根拠として、利用可能である。逆に言えば、女性労働者の雇用情勢が厳しさを増している現状では、たとえ能力の上で男女は対等と信じ固定的性役割に批判的な女性でも、「家計責任も男女等しく担うべきであるから、働かない女性・経済力がない女性は甘えている」などの「男女平等」的主張に対しては、反発を感じたり不安を感じたりしがちである。また女性が男性と対等に働くことができない状況の中では、家計責任を担う男性が「夫がいる女性労働者と、自分のような大黒柱の男性労働者とは立場が違うのだから、どうしても人員整理しなければならないのなら、家計責任を負わない女性労働者からにするべきだ」などの主張を行ってしまうとしても、理解できないわけではないとも言えるのである。

伝統主義者がねらいを定めるのは、このような人々の不安感である。「行き過ぎたフェミニズムや男女共同参画の動きは、出産や子育てなど女性として重要な義務を果たしている女性たちの価値を認めることなく、男女は性差がないという前提の元で女性も働くべきだと主張するが、このような主張は、専業主婦の意義を認めないだけでなく、夫の働き場をも奪うものである。能力主義とい

うかけごえの中で、これまで維持されてきた家族のありかたを否定してしまうのだ」。伝統主義はこのような形で人々の心の中にある「これまで享受してきた安定を失う恐怖」にささやきかけ、煽り立てる。男女平等の雇用のありかたが見えない中で「競争に追い立てられ敗退させられる不安感」が、フェミニズムに対する批判に向かっていくのである。雇用の不安定化をもたらしているのはフェミニズムではなくグローバリゼーションであることを見据えるならば、このような主張が問題の所在をすりかえるものであることは、自明である。しかし伝統主義者は、フェミニズムの掲げる理念の普遍主義的性格を利用して、フェミニズムをグローバリゼーションの身がわりにすりかえ、人々の反グローバリゼーションの意識を吸収しつつ、フェミニズムに敵対するように、導いていくのである。

3、リベラリズムのフェミニズム批判

他方、全く異なる極からフェミニズム批判を展開するのが、リベラリズムである。リベラリズムは、「『性別』といった本人の努力によってはいかんともしがたい属性によって役割を配分することは『正義』とは言えない」ということから出発する。したがって伝統主義のように固定的性役割を維持することは、リベラリズムでは基本的に否定されることになる。しかしリベラリズムは基本的に、「機会の平等」の上での業績に基づく役割や報酬の配分についてはそれを「正義」として認める傾向があるので、「機会の平等」の上での競争の結果については「個人の責任」であるがゆえに受け入れるべきだという主張をも伴うことが普通である。したがってリベラリズムは、「機会の平等」が形式的にも成立していないような状況においてはフェミニズムの強力な助っ人になるけれども、それがいったん確立した後には逆に強力なフェミニズム批判勢力になる可能性を持っていると言えるだろう（注3）。

現代日本社会におけるリベラリズム的なフェミニズム批判の基本的戦略は、パターナリズム批判によってフェミニズムに近い人々の共感をも吸収しつつ、「もう平等なのだから、女性のための特別の施策など必要ない」という主張に落とし込むことである（注4）。第二波フェミニズムの台頭から30年という時間的経過は、このリベラリズムの側からのフェミニズム批判に説得力を与える一つの根拠となっている。フェミニズムの洗礼を浴びた両親の元で育てられた子どもの世代においては、「女性も自立するべきだ」「男女は対等な存在だ」などの価値観を「親の価値観」として受け入れそれを当たり前のこととして成人になった人々も、かなり多くいる。こうした人々は当然フェミニズムのもっとも強固な賛同者となると思われるかもしれない。しかしむしろ「男女平等を当たり前として育ったからこそ、フェミニズムに批判的にならざるをえない」という側面もあることに注意すべきだろう。

たとえば彼等は、「女性は社会的に弱い立場にいるのだから、特別の配慮が必要」というような考え方を理解することが、なかなか困難である。この考え方は、確かに「弱者に対する配慮」をを要求している点において、「善意」の主張である。しかし同時に、このような考え方ができるため

には、「女性＝弱者」という前提を受け入れなければならない。しかし「男女平等は当たり前」として育つと、そういう前提自体が受け入れられなくなってしまう。差別行為に対する感覚が研ぎ澄まされるがゆえに、「ある人たちを弱い立場と考えること自体、傲慢なことなんじゃないか」というような感覚が形成されるのだ。この感覚の形成自体は「内なる差別に気付く」という意味において、男女平等な民主主義社会の担い手として重要な特性である。しかしこの感覚は同時に、「善意一般」に対する不安感、すなわち「人のためになるように考える」とこと自体「偽善」であったり「相手を見下す態度」にすぎないのではないかという不安感にもつながってしまうことに注意が必要である。「相手のためになるように考える」ということは、何が相手にとって良いかということを知っているという前提でものを考えること、つまり相手を対等な他者として認めないことになる」というような感覚が形成される。したがって、「社会的に弱い立場の人々に大しては特別の配慮が必要」という考え方に対しては、それを「相手を対等な他者と認めないパターンリズム」であり、すなわち「特別な配慮自体差別」という感じ方をしがちになるのである。

けれどもこのパターンリズム批判から導かれる「特別な配慮自体差別」という論理は、結果として「強い者の正義」を正当化することにもなる。雇用分野における圧倒的性差別の事実や、アンペイド・ワークの9割が女性の肩に課せられている現状には変化がないのに、「特別な配慮自体性差別」という論理によって、「女性はもう充分自立しているのだから女性のための施策なんて必要ない」というような論理を導いてしまう。ここからすれば、「女性はまだ就業において圧倒的に不利な状況にあるのだから、再就職に際しての無料の訓練機会の提供などの特別な配慮が必要である」とか「性規範のダブルスタンダードゆえに、女性の方が性被害のダメージを強く受けがちであるので、被害者支援策にはこの女性のダメージの強さにみあった特別な配慮が必要である」などと主張するフェミニストは、女性を「伝統的性規範や伝統的家族イデオロギーに虐げられている弱者」として認識しているという点でパターンリズムに陥っていると感じられるだろうし、あるいは「伝統的性役割や伝統的家族イデオロギーを受け入れている女性たちの泣き言」にすぎない主張を代弁しているという点において、伝統主義者と同じというふうにも感じられるだろう。「そもそも男女は平等なんだから、結婚して家事や子育てを女性が引き受ける必要なんかないのに、自分でひきうけておいて、後からそれに対して泣き言を言うのは甘えにすぎない。そうした泣き言を代弁するフェミニズムは、伝統主義そのものである」ということにもなるのである。リベラリズムは、このような「男女平等なんか当たり前」として育った人々の心の中に潜むいらだちにねらいを定める。形式的な「機会の平等」さえあれば、結果は「個人の責任」である…。「男女平等」という規範を受け入れるのであれば当然、そうとしか考えられないはずなのだ。

4、ジェンダーという視角

以上、伝統主義とリベラリズムという二つの立場からするところのフェミニズム批判が人々の社会意識に持つであろう意味を解説した。リベラリズムは近代を立ち上げた啓蒙思想を引き継ぐもの

であり、その意味において伝統主義とリベラリズムが相互に対立的であることはいうまでもない。1990年代におけるソ連その他の社会主義政権崩壊以降の市場万能主義＝グローバリゼーションに対してこの二つの思想は、少なくとも表面的には、明確に立場を異にする。すなわちかつて社会思想としてほとんど顧みられなくなっていたリベラリズムは、グローバリゼーションを押し進めるネオ・リベラリズムとして復活し、近代化＝民主化の過程で反動勢力として批判された伝統主義は、グローバリゼーションに対する批判を背景にネオ・ナショナリズムとして復活しているのである。

しかし先の二つの節で見たように、この二つの立場は共に、フェミニズムに対する批判勢力として立ち現れる。すなわちそれぞれフェミニズムの中に、対立する立場の影を見出すことによって、伝統主義者はフェミニズムをネオリベラリズム＝グローバリゼーションを推進するイデオロギーに重ね合わせ、リベラリストはフェミニズムを伝統主義＝家族主義＝ナショナリズムに重ね合わせて、共にフェミニズムを否定しようとする。しかも、フェミニズムに近い問題意識を持つ人々の中にも、この二つの勢力によるフェミニズム批判に引きつけられる要素があり、その意味ではフェミニズムは内側から引き裂かれつつあるのである。

しかし伝統主義やリベラリズムの中にどれだけ共感しうる論点があるように見えても、それはいずれもフェミニズムとは別物である。以下ではその点を、「性別論」というフェミニズムの最も根本的な論点に即して提示してみよう。2節で見たように、伝統主義者は、性別を「生物学的基盤」に根拠づけようとする。彼等がフェミニズムを批判するのは、フェミニズムが「性差は社会的文化的に作られる、すなわち性差は存在しない」という誤った前提にたつて、何でも平等と主張する」という点にある。しかし、フェミニズムのジェンダー論を知っている人であればすぐ分かるように、「社会的文化的性差」という主張は「性差は存在しない」という主張ではない。なのになぜ伝統主義者はこの二つのことを混同してしまうのだろうか。それは彼らが「社会的文化的事象」に対する的確な位置付けを欠いており、「自然」や「生物学的普遍」や「宗教的民俗的伝統」にのっかかった形でしか、社会秩序を構想できないからなのではなかろうか。

他方3節でみたように、リベラリズムは、「男女平等」ということを形式的な「機会の平等」という意味でしか把握できない。すなわちそこでは「性別」は単に、労働市場の公正な競争を乱すカテゴリーとして以上には把握されてはならず、労働市場以外の場＝家族や地域社会において「性別」が様々な社会組織を組織化するカテゴリーとして現に機能していることを無視してしまう。それは彼らが、社会の組織化は、市場以外の社会の組織化のしかた、すなわち「社会的文化的」事象を通じての組織化にも大幅に依存していることを認識しそこねているからなのではなかろうか。

ジェンダーという視角が問題としているのは、伝統主義やリベラリズムがあまりにも簡単に棄り去ってしまう「社会的文化的事象」に基づく社会の組織化の側面である。それは市場化するにはあまりにも危険な、かといって伝統主義に任せておいてはもうすでに機能維持すらできない、広範な社会領域を含む。フェミニズムは、この領域を市場化ではない形に変革し、自由で平等な社会という社会規範に適合的なかたちで改編する作業を行ってきたのである。伝統主義とリベラリズムのい

ずれかの立場に立つことは、このフェミニズムの行ってきたことを否定することに通じるのである。

ここまでは、伝統主義とリベラリズムを、少なくとも表面的には対立するものとして扱ってきた。しかしアンソニー・ギデンズが明確に述べるように、この二つの立場はけっして対立しているわけではない。「保守主義者は、自由な市場を支持するが、家族・麻薬・妊娠中絶等を政府が厳しく規制するのはもっともだと考える」のだ（注5）。この、社会を公私二つの領域に分割し、それぞれに別な規範を適用するやりかたこそが、女性のアイデンティティのねじれや労働における矛盾などフェミニズムが問題にする全ての社会的事象を生み出してきたのである。そうであるとするならば、フェミニズムがこの二つのいずれにも還元できないことは、最初から自明であったとすら、言いうるだろう。

注1 この認識は、伊藤公雄の以下の論文に示唆を受けている。伊藤公雄「『男女共同参画をめくって、今、何が問われているのか』、『インパクション』131号、インパクト出版会2002年7月、38～51ページ。

注2 例えば、このような伝統主義者の主張として、長尾誠夫「恐るべしジェンダー・フリー教育—子どもたちを洗脳から守るために」、『正論』2002年8月号 産経新聞社、270～279ページなどを挙げるができる。

注3 リベラリズムという思想が持つ社会批判力とフェミニズムとの関わりに関しては岡野八代「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」、江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム（フェミニズムの主張シリーズ5）』、勁草書房、2001年、3～34ページ、を参照のこと。

注4 男女共同参画社会基本法の制定以来、このような「女性のためだけの施策は不要である」という立場からの批判が女性センターに寄せられているという。この点については、前掲『インパクション』131号に掲載された「バックラッシュの中の『男女共同参画』」などを参照のこと。

注5 アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳、『第三の道』、日本経済新聞社、1999年、47ページ。